

島根県建築基準法取扱

5 農業用ビニールハウスの構造基準の取扱いについて

建第 1434 号
令和2年11月16日

島根県建築基準法取扱『4 農業用ビニールハウスの取扱い』に該当しないビニールハウスを整備する際の構造関係基準については、建築基準法施行令の基準に代えて、一般社団法人日本園芸協会策定の園芸用施設設計施工標準仕様書(令和元年5月改訂。元園芸用施設安全構造基準(平成28年版))及び園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針(平成2年9月策定)(以下「園芸用構造基準」という。)によることができるものとする。

【解説】

- 建築物に該当する農業用ビニールハウスを整備する際の適用する構造関係基準を明確にした。

□農業用ビニールハウスの用途、被覆材の区分と構造基準の適用

用途	被覆材	建築物	建築確認	構造基準			
				A	B	C	D
農業、畜産業及び水産業の用に供する施設	フィルム	×	不要	—	○	○	○
	その他	○	必要	○	○(注)	○(注)	—
その他の用に供する施設	全て	○	必要	○	—	—	—

A：建築基準法施行令

B：園芸用施設設計施工標準仕様書(令和元年5月改訂)

C：園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針(平成2年9月策定)

※鉄骨補強パイプハウス、強化型パイプハウスについては、園芸用鉄骨補強パイプハウス安全構造指針を参考に、実験等による性能検証値を基に園芸用施設設計施工標準仕様書の構造計算に係る規定を適用する。

D：地中押し込み式パイプハウス安全構造指針(昭和63年1月策定)

※園芸用施設設計施工標準仕様書の構造計算に係る規定は適用しない。また、基礎は無い。

○(注)：適合性判定が必要となるものを除く。

[留意事項]

園芸用構造基準を適用した場合には、耐えうる積雪荷重(許容積雪量)及び消雪装置等の概要を当該建築物の見やすいところに掲示し、施設を利用する者に注意喚起を図ることを指導すること。

関連法令 建築基準法施行令

参 考